



SuMi TRUST 年金ニュース

(2020年12月30日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金・厚生年金基金】 押印廃止に関する省令の公布等について

本ニュースは、確定給付企業年金・厚生年金基金を実施されている（今後実施する予定である場合を含む）全ての事業主様および基金様に影響する内容です。なお、手続きの簡素化に関する内容であり、行政宛の申請または届出を準備中である場合を除き、直ちに対応が必須となるものではございません。

[2020年11月24日付SuMi TRUST年金ニュース](#)にてご案内をしておりました、企業年金分野における押印廃止に係る省令が2020年12月25日付で公布され、同日付で施行されました。また、同日付に関連する通知および事務連絡が発出されておりますのでご案内いたします。

今般の改正の概要としては、これまで企業年金制度に関する書類を行政宛に提出する際に必要とされていた押印について、今般の施行日以降は、一部※を除いて不要とされたものです。

※後述の「Ⅱ. 通知および事務連絡の内容（3）」をご参照ください。

本ニュースでは、確定給付企業年金制度（DB）および厚生年金基金制度に関する情報をご案内いたします。

■省令

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号） → 第10条第5号および附則が該当箇所です。

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201225kanpou.pdf>

<パブリックコメント結果の公示>

「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200264&Mode=1>

■施行日等

公布日：2020年12月25日

施行日：同上

■通知

①押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（令和2年12月25日 年発1225第1号）

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201225tuuchi_1.pdf

②押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年発1225第8号）

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201225tuuchi_2.pdf

③押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年企発1225第12号）

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201225tuuchi_3.pdf

④「存続厚生年金基金等未納掛金等交付金の交付について」の一部改正について（令和2年12月25日 厚生労働省発年1225第21号）

https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201225tuuchi_4.pdf

■事務連絡

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について（令和2年12月25日）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20201225jimurenaku.pdf>

I. 省令改正の内容

確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）に規定されている、以下の様式への押印が不要となりました。

- ▶ 様式第一号：労働組合の同意書に併せて提出する「労働組合の現況について」
- ▶ 様式第二号：厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書に併せて提出する「証明書」

II. 通知および事務連絡の内容

- (1) 企業年金制度に関して行政宛に提出する際に必要とされていた押印（当局より示されていた様式その他、慣例により押印を求められていたものを含む）について、一部を除いて不要となりました。
- (2) 具体的には、規約変更や給付減額等にかかる同意書をはじめ、基金型DB制度および厚生年金基金制度における監事監査に関する書類等への押印も不要となりました。
- (3) DB制度および厚生年金基金制度の手続きにおいて引き続き押印が必要とされるのは、両制度における「年金数理関係書類の年金数理人による署名・押印※」のみである見込みですが、それ以外で押印が必要である旨が判明した場合には、別途ご案内いたします。

※「年金数理関係書類の年金数理人による署名・押印」はDB法第97条第1項に定められており、当該押印を不要とするためには国会を通じた法改正が必要であるため、今般の改正内容には含まれておりません。

Ⅲ. 経過措置

- (1) 省令、通知および事務連絡ともに、以下の経過措置が設けられております。
- ①改正前の様式（旧様式）を用いて、押印したものを提出する扱いも認められます。
 - ②旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書き等による訂正等により、取り繕って使用する扱いが認められます。
- (2) 上記（1）の経過措置に伴い、現在1月末申請などに向けてご準備中の事業主様・基金様におかれましては、以下の取り扱いが認められます。
- ・改正前と同様に、押印する。
 - ・作成済の書式を生かして、「印」の表示は手書き等（取り消し線、斜線など）による訂正を行い、押印なしとする。
 - ・作成済の書式から「印」の表示を削除し、押印なしとする。

Ⅳ. その他

- (1) 給付減額同意書における押印に代えて、自署または電磁的な方法による同意が認められることとなります※。なお、「電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類」の詳細は現時点で未確認であるため、詳細が判明し次第、別途ご案内いたします。

➤ 確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について(平成22年4月28日 事務連絡)の改正内容より抜粋

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| 12. 減額理由書・同意書 12-3 加入者2 / 3以上の同意 ○略 ○ <u>同意を得たことを証する書類</u> を確認すること ○略 (注1)～(注4) 略 <u>(注5) 同意を得たことを証する書類として、加入者が同意したことを自署により証した書類又は電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類等を提出させること。</u> (注6) 略 | 12. 減額理由書・同意書 12-3 加入者2 / 3以上の同意 ○略 ○ <u>自署であること及び押印</u> を確認すること ○略 (注1)～(注4) 略 (新設) (注5) 略 |

※DB制度の積立金をDC制度へ移換する際のDB法第82条の2に定める個人別同意については、今般の法改正において押印を不要とする旨は明記されておませんが、今般の改正の趣旨を踏まえると、給付減額同意書と同様、押印不要となるものと見込まれます。

(2) 基金型DB制度および厚生年金基金制度において、これまで監事監査の監査項目とされていた「受付文書への押印」も不要とする旨が明記されております。

▶ 基金型DBおよび厚生年金基金の監事監査による監査結果報告書（別紙）より抜粋

| 改正後 | 改正前 |
|---|--------------------------------------|
| (共通事項) 2 受付文書に <u>当該文書を受け付けたことを記載しているか</u> | (共通事項) 2 受付文書に <u>受付印を押印しているか</u> |

(3) 弊社宛にご提出していただく書類への押印に関しては、押印に関する見直しが整ったものについて、順次個別にご案内させていただく予定です。

以 上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3063